

令和4年4月1日施行（一部10月1日施行）



「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」の改正



改正の概要

今日の青少年を取り巻く多くの問題に対応し、その環境を整備して健全育成を図るために、条例の改正を行いました。



主な改正点



法改正に伴う改正

● 青少年の定義の見直し（民法改正）

「満18歳に達するまでの者」を青少年の定義としました。

※成年擬制の表記を削除しました。

● 自販機管理者年齢要件の見直し（民法改正）

自販機管理者年齢要件を満20歳から満18歳に変更しました。

● 玩具類等の定義の見直し（銃刀法改正）

新たに許可対象となったクロスボウを玩具類の定義から除外しました。

社会情勢の変化に伴う改正

● 団体指定方式の導入

有害興行、有害図書類の指定に関し、新たに団体指定方式を導入しました。

● 有害図書類包括指定の規定追加

有害図書類の包括指定に関し、新たにブルーレイなどの記録媒体を対象とする規定を追加しました。

● 青少年罰則除外規定の新設

条例の保護対象である青少年を罰則除外対象とする規定を新設しました。

● 表記の改正

性別表記の見直しなど、必要な改正をしました。



この条例に関するお問い合わせは…

静岡県教育委員会 社会教育課 青少年育成班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL 054-221-3313 FAX 054-221-3362
E-mail kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

条例改正の詳しい
内容はこちらを
御覧ください ▶

